

日本年金機構令和2年度計画（案）の修正箇所〈抜粋〉

項番	修正箇所	修正案
1	P1 前文	<p><u>日本年金機構（以下「機構」という。）では、昨年よりスタートした第3期中期計画を「未来づくり計画」と位置づけ、その具体化を検討してきたが、の2年目にあたる本年、日本年金機構（以下「機構」という。）は、国民の皆様から本当の意味で信頼していただける組織となるためには、機構の業務運営の原点である「年金制度を公正かつ適切に運営し、制度を維持・発展させ、無年金者・低年金者の発生を防止し、高齢化社会の安定を確保すること」に立ち戻って、もう一度徹底的に足元を固めるべきであるとの結論に至った。このため、令和2年度は「原点回帰－基幹業務の再構築－」を組織目標とし、公的年金事業運営及び公的年金制度に対するお客様である国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与するという当機構の使命を果たすべく、役職員一体となって業務に邁進する。</u></p> <p>当機構に課せられたこの使命を役職員一人ひとりが改めて認識し、<u>当機構が、年金制度を維持・発展させ、無年金者・低年金者をなくし、国民生活の安定に寄与することを目的とした組織であるという原点に立ち返り、適用、徴収、給付、記録管理、相談等の基幹業務について、制度を実務として正確かつ公正に運営し、正しく確実に業務を行っていくことを引き続き徹底していく。</u></p>
2	P2 前文	<p>これら施策への取組に際しては、本部及び全国の拠点に対し、年度計画の<u>背景、趣旨を含めて確実な周知・浸透を図るとともに、</u>実施に当たっての組織としての方針を示し、この方針に基づいてそれぞれの部署において目標達成に向けて具体的な取組を実施する。<u>とともに、</u>役員をはじめとしてそれを運営する役職員全員が<u>は計画の実施状況を把握し、それを踏まえた改善に不動の決意を持って取り組む。</u></p>
3	P10 I-2. 国民年金の保険料収納対策	<p>(8) 地域の実情を踏まえた対策</p> <p>① <u>沖縄県については、他の都道府県に比べ納付率が低い状況にあることから</u>納付率向上、無年金者及び低年金者の増加を防止するため、必要な体制整備及び支援策を講じ、効果的な取組を県内の年金事務所において統一的に実施する。</p> <p>② 未納者数の多い年金事務所の納付率向上を図るために必要な体制整備、支援策について検討する。</p>
4	P11 I-2. 国民年金の保険料収納対策	<p>(11) 納めやすい環境の整備</p> <p>① 口座振替について、早くから利用いただけるよう従来の年次での勧奨に加え、20歳の資格取得後及び被保険者種別変更後等に新たに勧奨を実施するとともに、勧奨後のフォローアップ等を含めて引き続き効果的な勧奨方法を検討する。</p> <p>② <u>口座振替及びクレジットカードによる納付の実施率向上に向けた取組み</u>に加え、コンビニエンスストア<u>及び</u>インターネットバンキング<u>及びクレジットカード</u>による納付方法について<u>も周知を行い納めやすい環境の整備</u>に努める。</p> <p>また、前納制度について、広報の充実を図り、利用促進に努める。</p>

5	P17 I-3. 厚生年金 保険・健康保険 等の適用促進対 策	<p>(3) その他</p> <p>① 届出に係る事務処理の迅速化 健康保険被保険者証の早期交付に向けて、健康保険被保険者証の交付に関係する届出（資格取得届、資格喪失届及び被扶養者異動届）について、標準的な処理期間の目標を設定し、月次で進捗管理を行うとともに、他の届出に優先して処理を行うことにより、届出に係る事務処理の迅速化を図る。 特に、電子申請による資格取得届等の健康保険被保険者関係届については原則3営業日以内での処理完了に<u>全国健康保険協会へ資格情報を提供することを目指す。また、電子申請に係るシステムの改善により更なる短縮化を目指す。</u></p>
6	P25 I-5. 年金給付	<p>(3) 障害年金の事務処理体制の強化</p> <p>① 障害認定の公正性を一層確保するため、複数の認定医が関与する仕組みを確実に実施するとともに、認定医会議の開催による必要な情報の共有と事例検討の機会の充実を図る。</p> <p>② 障害年金業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不利益処分等を行う際の理由付記文書の作成・送付及び各拠点への認定結果の情報共有 ・ 認定業務に従事する職員と認定医の役割の整理及び情報共有の仕組みの検討 ・ 審査支援システムの導入を踏まえた事務処理の見直し及び障害年金センターの体制の検討 <p>③ 制度別に分かれている障害年金請求書を統一するとともに、障害状態確認届の送付用封筒に音声コードを付与する。</p> <p>④ 障害年金に係る窓口相談対応請求書受付時の留意点や返戻事例集を作成・周知し、<u>相談対応の実務スキルの向上</u>を図る。</p>
7	P31～P32 I-7. 年金相談	<p>(1) 年金事務所での相談</p> <p>④ 予約制の拡充と待ち時間対策</p> <p>ア 予約制の定着を進めるとともに、予約の対象とする相談を見直し、予約の対象としない相談（<u>各種証明書の再交付等簡易な相談</u>）との区分を設け予約制の効率化を<u>検討する。そのため、各種証明書の再交付等簡易な相談専用窓口のモデル実施を行うなど。図る。また、</u>予約外のお客様に対する相談窓口体制の整備を進める。</p> <p>イ 年金相談に必要な記録の自動印字化の技術を効率的に活用するとともに、実施状況を踏まえた予約相談管理システムの改善を検討する。</p> <p>ウ インターネットから年金相談予約を受け付けるサービスの開始に向けた準備を進める。</p>

8	P44 Ⅱ－１．効率的効果的な業務運営（ビジネスプロセス改革）	<p>(1) 組織・ビジネスプロセス改革</p> <p>② 事務センター</p> <p>ウ <u>外部委託業務</u>について、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護の観点から、委託業者の管理強化を図る。 ・ 電子申請等を推進することにより、<u>外部委託業務</u>の効率化を図る。
9	P55 Ⅱ－４．ICT化の推進	<p>(1) 電子申請の推進</p> <p>厚生年金保険の適用事業所における電子申請による届出を推進し、事業主の行政手続の負担を軽減させるため、以下の事項に取り組む。</p> <p>① 事業所に対する取組</p> <p>電子申請による届出が義務化される資本金1億円超の大法人等の事業所及び被保険者数101人以上の事業所のうち紙または電子媒体による届出を行っている事業所に対し、集中的に電子申請移行促進の取組を行うこと等により、電子申請による届出へのシフトを強力に推進する。</p> <p>具体的には以下の事項に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GビズID（注）を利用し、簡単に電子申請ができるよう機能改善を行った「届書作成プログラム」をHP上に公開するとともに、そのGビズIDを利用した電子申請の利用勧奨や周知広報を行う。<u>また、社会保険労務士がGビズIDを用いた電子申請により届書の提出代行をする際の資格確認方法について、厚生労働省及び関係団体等と協議の上適切に対応する。</u> <p>（注）経済産業省が提供する法人や個人事業主のための認証プラットフォーム。補助金の申請や、社会保険の手続等の様々な行政サービスに1つのアカウントでアクセス可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全国社会保険労務士会連合会等との協力連携や職域型年金委員へのアプローチにより電子申請への移行を推進する。</u>
10	P56 Ⅱ－４．ICT化の推進	<p>(1) 電子申請の推進</p> <p>③ <u>法人設立や社会保険・税手続ワンストップ化・ワンズオンリー化設立登記を含めたオンライン・ワンストップ化への対応</u></p> <p>事業主が法人設立に伴って行う申請等の手続や、従業員の社会保険・税手続について<u>設立登記を含めたオンライン・ワンストップ化、ワンズオンリー化の実現に向けて、関係機関と調整やを行うとともに事務処理方法の検討等必要な対応を行う。</u><u>とともに、関係機関と連携して、更なる対象拡大に向けた検討を行う。</u></p>
11	P66～P67 Ⅲ－１．内部統制システム有効性確保	<p>(3) 適正な監査の実施</p> <p><u>適正な監査の実施のため、内部監査部門として以下の取組を行う。</u></p> <p>① 監査体制の<u>充実確立</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査の専門人材を確保するため、外部からの人材登用を進める。 ・ 監査を担う人材を育成するため、資格の取得・OJTの実施・外部機関の研修等への参加を推進する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査品質向上のため、チェック体制の見直しや役割の明確化を行うことにより、品質管理体制の整備を図る。その際、高度専門職（監査アドバイザー）の知見を活用する。 <p>② 監査手法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに策定されたルール等に対応するため、恒常的に検査項目及び検査手法の検討を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、適正な業務検査を実施する。 ・ 評価結果が低い拠点に対しては、業務監査（フォローアップ監査）により、改善取組の確実な実施を指導する。 ・ 監査の<u>評価結果に基づき、を踏まえ</u>、本部関係部署に対して必要なルールの見直し等について、情報提供や改善提言を行い、<u>うその改善対応の状況等を確認する</u>。 ・ 内部統制システムに係る監査について、監査項目及び監査手法を検討する。 ・ 以下の項目について、重点的に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> i 年金給付審査業務・厚生年金保険料の徴収業務について、拠点におけるルールの定着状況等や本部におけるルール徹底に関する取組を確認する。 ii システム及び情報セキュリティ対策・調達及び外部委託業務について、必要に応じて監査項目及び監査手法の見直しを行うことにより、より効果的な監査を実施する。なお、監査の実施及び手法の検討に当たっては、外部専門家の知見も活用する。
12	P71～P72 Ⅲ－２．個人情報の保護	<p>(5) 監査によるチェック</p> <p>① <u>内部監査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部専門家による保証型監査を実施し、個人情報保護に関する取組に対する技術面の対応について、妥当性等の確認・評価を行う。 ・ 個人情報保護に関する取組について、適切性を確認する監査を行う。 ・ 外部委託先における情報セキュリティ対策の実施状況・個人情報の管理状況及び事業担当部署による管理・指導状況の適切性を確認する監査を行う。 <p>② <u>外部専門家による監査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部専門家による<u>保証型</u>監査を実施し、個人情報保護に関する取組に対する技術面の対応について、妥当性等の確認・評価を行う。